

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 3 年 2 月 2 4 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
総務部長 高石 利美(公印省略)

## 1. 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 労働保険・社会保険関係諸手続代行業務
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期限 入札説明書による。
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算し、その入札者による金額を切り捨てた金額(当該金額及び消費税及び地方消費税に係る課税事業者希望金額)を積み上げた金額を110分の100に相当する金額とする。

## 2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け13水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32・33年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

## 3. 入札説明書等の交付方法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等)の交付を受けること。
- ① 直接交付  
神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25  
テクノウェイブ100 6階  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
総務部契約課  
電話 045-277-0210(内線:2672)  
FAX 045-277-0218
- ② 宅配便着払いによる交付  
任意書式に「労働保険・社会保険関係諸手続代行業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。
- ③ メールによる交付  
任意書式に「労働保険・社会保険関係諸手続代行業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

## 4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関する質疑がある場合には、令和3年3月10日までに上記3.あてにメール(アドレスは入札説明書に記載)又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当該機構のホームページにて公表することにより

入札説明会に代える。  
なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、  
同様に対応する。内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することとする。

## 5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所 令和3年3月17日 14時00分  
神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25  
テクノウェイブ100 会議室
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所 令和3年3月17日 11時00分  
3. ①に同じ。

## 6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

## 7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先  
次の①及び②いずれにも該当する契約先  
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること  
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること  
※注2  
なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。  
※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えたと認められる者を含む。  
※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報  
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。  
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名  
② 当機構との間の取引高  
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上  
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報  
① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）  
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日  
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他  
当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が  
行う契約に係る情報の公表及び情報公開の取組について」が掲載されています。また、所  
要の情報を掲載し、ご依頼の旨をお知らせいたします。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。  
また、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

#### 8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン  
（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等  
における不正防止の取組を行っている。取組のひととして、取引先の皆様に「国立研  
究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：[http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge\\_request/note\\_contract.pdf](http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)）をご理解いただき、一定金額以上  
の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出につい  
て、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、  
入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いしま  
す。なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大、学校いずれか1箇所に1回提出し  
ていただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

# 業 務 仕 様 書

1. 件 名 労働保険・社会保険関係諸手続代行業務
2. 業務目的 本業務は、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）の職員（契約職員を含む）に係る労働保険（労災保険・雇用保険）及び、機構本部事務所において雇用する契約職員に係る社会保険等の諸手続について、関係諸法令を遵守し円滑な事務処理を社会保険労務士に依頼することにより、機構が実施すべき事務手続きの軽減を推し進めることを目的とする。
3. 業務場所 請負者指定場所
4. 業務期間 自) 令和 3年 4月 1日  
至) 令和 6年 3月31日 （3年間）
5. 組 織 機構要覧参照
6. 職員構成 (令和3年1月1日現在の見込みの数字であり年間において増減する。)  
職員 1, 200名  
契約職員 600名  
(うち本部所属24名、開発調査センター所属20名)
7. 業務内容 別紙1参照
8. その他
  - 1) 円滑な手続代行業務の推進のため、指示命令系統を表示した業務体制図を提出し役割分担を明確にすること。
  - 2) 機構本部事務所担当者と業務の進捗状況に関する打合せを毎月1回以上行うこと。当該打合せにおいては業務の進捗状況に係る報告を行うこととし、当該報告内容について疑義や改善要望があった場合は、適切に対応すること。なお、当該打合せ後5日以内に当該打合せに係る議事録を機構本部事務所担当者あてに提出すること。
  - 3) 手続に必要な基礎データは、各事業所担当者より請負者の様式に併せて提出するものとする。
  - 4) 手続きに関しては、別紙3に記載してある各事業所担当者より提出された書類を受領後5日以内に行政機関等へ提出し、その旨を提出元担当者へ報告すること。但し、業務上やむをえず期限内に提出できない場合は、提出スケジュールを書面もしくはメールにて通知すること。
  - 5) 別紙2の届出・申請書の行政機関等への届出方法は、電子申請を基本とするが、業務上、理事長印等が必要となる書類については、住所・事業所名・事業主氏名等は印字すること。
  - 6) 別紙2の各種届出・申請書（事業主控）は別紙3の担当者へ直接郵送すること。但し、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）については、機構本部事務所の庶務課庶務担当へ郵送するものとする。
  - 7) 書類作成時の質問については、電話での対応を可能とすること。また、アシスタントを置くなどし、話中や外出時であっても、対応を可能とすること。
  - 8) 業務期間終了後は次期業務期間の本業務請負者に、本業務に係る書類及び関係データのすべてを整理したうえで、3日以内に引き渡すこと。
  - 9) 本業務の実施により知り得た情報については一切漏洩しないこと。
  - 10) 本業務に必要なマイナンバーは機構が提供する。請負者は別紙4の「マイナンバーの取扱いについて」を遵守すること。
  - 11) 本仕様書に記載されていない事務手続きが必要となるときは、担当職員と協議の上実施すること。
  - 12) 詳細については担当職員の指示に従い、完全に行うこと。

	業 務 内 容	職 員	契約職員	契約職員R3. 4. 1～R5. 3. 31 (機構本部事務所)	契約職員R5. 4. 1～ (機構本部事務所)
1	健康保険法・厚生年金保険法に基づく被保険者資格取得・喪失に関連する手続き (第2号厚生年金被保険者を除く)	○		○	△ 保険者切替えによる資格 喪失手続きのみ
2	健康保険法・厚生年金保険法に基づく被保険者の変更に関連する手続き (厚生年金保険法、国民年金法に基づく各種年金請求手続(職員の個人的手続に該当)を除く)			○	
3	雇用保険法に基づく被保険者資格取得・喪失・変更に関連する手続	○	○	○	○
4	健康保険法に基づく給付に関する手続			○	
5	雇用保険法に基づく給付に関する手続	○	○	○	○
6	労働保険料概算・確定申告の年度更新事務	○	○	○	○
7	社会保険報酬月額算定基礎届			○	
8	社会保険賞与支払届			○	
9	社会保険料改定通知書作成			○	

## ※注意

令和5年4月1日を目処に契約職員の加入保険が変更予定  
(全国健康保険協会→農林水産省共済組合)

## ○雇用保険関係届数(参考:令和2年1月1日～12月31日)

雇用保険資格取得届 220件  
雇用保険資格喪失届 211件  
雇用保険離職証明書 137件  
高年齢雇用継続給付金申請書 505件  
育児休業給付申請書 32件

## ○社会保険関係届数(参考:令和2年1月1日～12月31日)

社会保険資格取得喪失届 20件

※雇用保険及び社会保険の届出数に記載した項目は、主要件数を表示したものであり、全項目を表示したものではありません。

No.	届書・申請書名
1	健康保険・厚生年金保険 適用事業所所在地・名称変更届(管轄内)
2	健康保険・厚生年金保険 適用事業所所在地・名称変更届(管轄外)
3	健康保険・厚生年金保険 事業所関係変更(訂正)届
4	健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届
5	健康保険・厚生年金保険 被保険者資格喪失届
6	健康保険被扶養者(異動)届 (国民年金第3号被保険者関係届出書)
7	健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届
8	健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届総括表
9	健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届
10	健康保険・厚生年金保険 被保険者育児休業等終了時報酬月額変更届
11	健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届総括表
12	健康保険・厚生年金保険 育児休業等取得者申出書
13	健康保険・厚生年金保険 育児休業等取得者終了届
14	厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書
15	厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例終了届
16	健康保険・厚生年金保険 被保険者住所変更届(国民年金第3号被保険者住所変更届)
17	健康保険・厚生年金保険 被保険者氏名変更(訂正)届
18	健康保険・厚生年金保険 被保険者生年月日訂正届
19	厚生年金保険70歳以上被用者該当・不該当届
20	厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎・月額変更・賞与支払届
21	厚生年金保険70歳以上被用者
22	健康保険被保険者証再交付申請書
23	健康保険被保険者証回収不能・消滅届
24	介護保険適用除外等該当・非該当届
25	その他健康保険・厚生年金保険に関する届出
26	雇用保険事業主事業所 各種変更届
27	雇用保険被保険者 資格取得届
28	雇用保険被保険者 氏名変更届
29	雇用保険被保険者 60歳到達時賃金月額証明書
30	高年齢雇用継続給付受給資格確認票
31	高年齢雇用継続給付支給申請書
32	雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
33	育児休業給付受給資格確認票または介護休業給付金支給申請書
34	雇用保険被保険者 資格喪失届
35	雇用保険被保険者離職証明書
36	その他雇用保険に関する届出

## 国立研究開発法人水産研究・教育機構 事業所担当一覧

事業所名	担当者 (電話番号)	郵便番号	所在地
水産研究・教育機構本部(機構本部事務所)	庶務課庶務担当 (045-277-0120)	221-8529	神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25 テクノウェイブ100 6階
札幌庁舎	管理チーム管理担当 (011-822-2175)	062-0922	北海道札幌市豊平区中の島2条2-4-1
釧路庁舎	管理チーム管理担当 (0154-92-1705)	085-0802	北海道釧路市桂恋116
塩釜庁舎	管理チーム管理担当 (022-365-9926)	985-0001	宮城県塩釜市新浜町3-27-5
横浜庁舎	管理課管理担当 (045-788-7613)	236-8648	神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4
新潟庁舎	管理チーム管理担当 (025-365-0475)	951-8121	新潟県新潟市中央区水道町1-5939-22
清水庁舎	管理チーム管理担当 (054-336-5833)	424-8633	静岡県静岡市清水区折戸5-7-1
廿日市庁舎	管理チーム管理担当 (0829-55-3419)	739-0452	広島県廿日市市丸石2-17-5
長崎庁舎	管理課管理担当 (095-860-1601)	851-2213	長崎県長崎市多以良町1551-8
南勢庁舎	管理チーム管理担当 (0599-66-1830)	516-0193	三重県度会郡南伊勢町中津浜浦422-1
神栖庁舎	管理チーム管理担当 (0479-44-5931)	314-0408	茨城県神栖市波崎7620-7
開発調査センター(機構本部事務所)	開発業務課管理担当 (045-277-0179)	221-8529	神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25 テクノウェイブ100 6階
水産大学校	管理課職員係長 (083-227-3819)	759-6595	山口県下関市永田本町2-7-1

## マイナンバーの取扱いについて

## 1. マイナンバーの適切な取扱い

・請負者はマイナンバーを機構の機密事項としてその保護に努め、これを適法かつ適切に管理・取り扱うこと。

## 2. 利用目的

・請負者はマイナンバーを本件業務の遂行のためにのみ利用するものとし、法令等に定める例外的取扱いができる場合を除き、その他の目的には利用しないこと。

## 3. 第三者への非開示等

・請負者はマイナンバーを第三者に開示又は漏洩しないこと。  
・請負者はマイナンバーの紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険に対して、合理的な安全管理措置を講ずること。

## 4. マイナンバーの持ち出し

・請負者はマイナンバーの記録された磁気媒体等又は書類等を持ち出す場合は、安全管理措置を講ずること。

## 5. 従業員に対する監督・教育

・請負者の従業員がマイナンバーを取り扱うにあたり、請負者は必要かつ適切な監督を行うこと。  
・請負者は従業員に対し、マイナンバーの適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行うこと。

## 6. 再委託

・一部業務を再委託する場合は、事前に書面による機構の承諾を得ること。また、再委託先にも本仕様に定める内容を遵守させるとともに必要な安全管理措置を講じさせること。

## 7. 管理状況の報告・調査

・請負者は、必要に応じ機構の求めにより本件業務の状況について報告を行うこと。  
・機構は本件業務の状況を調査することができるものとする。

## 8. 事故発生時の措置

・請負者の責に帰すべき理由によりマイナンバーの紛失、破壊、改ざん、漏洩等の事故が発生した場合には、直ちに機構に通知するとともに、必要な措置を自らの責任と負担で講ずること。  
・請負者の責に帰すべき理由によりマイナンバーの紛失、破壊、改ざん、漏洩等の事故が発生し、機構が第三者より請求を受け、また第三者との間で紛争が生じた場合には、請負者は機構の指示に基づき、自らの責任と負担でこれに対処するものとする。この場合機構が損害を被った場合には、機構は請負者に対して損害の賠償を請求できるものとする。

## 9. マイナンバーの返還

・請負者は、機構からの本件業務の委託が終了したときは、速やかに機構から提供されたマイナンバー及びその複製物を返還するとともに、磁気媒体に記録した当該マイナンバーがある場合には、これを完全に削除し、以後当該マイナンバーを保有しないこと。